議題1：指定ごみ袋の販売方法について（あま市提出）

資料1

市名		⑴販売方法	⑵ごみ袋の注文～手数料納付～配送の流れ	⑶ごみ袋の保管場所	⑷配送日	⑸費用	⑸その他参考になること
1	名古屋市	その他（本市は、指定袋の規格を定めて、製造・販売しようとする事業者の申請により承認をするのみであり、指定袋の販売には関与していない。）	―	―	―	―	―
2	豊橋市	その他（販売店が独自に仕入れ、市場価格による販売）	―	―	―	―	―
3	岡崎市	その他 （認証業者に限る自由競争販売）	―	―	―	―	岡崎市の指定袋認証制度は、市が認証した業者（市内3業者）に限り、製造・輸入・販売を可とする制度である。保存・販売等の方法は完全自由としている。
4	一宮市	その他（市では販売していません。）	―	―	―	―	―
5	瀬戸市	その他（　認定による　）	認定した業者により販売	認定した業者の倉庫等	不明	0円	市は業者を認定するのみであり、受注～販売等には携わっていません。
6	半田市	直接販売	クリーンセンター窓口にて、半田市指定ごみ袋等取扱店へごみ袋を販売（都度取扱店が来所）・代金の領収を行う。車への積み込みは職員が行い、取扱店が自分で店へ配送する。	半田市クリーンセンター倉庫にて保管	―	―	―
7	春日井市	その他	―	―	―	―	当市は、指定袋の製造をしようとする業者に対して、承認を行うという形式を採っている。見本品等と共に申請を受け、厚みや表示内容等を確認する。
8	豊川市	その他 （　形式登録制度による自由販売　）	民間の流通に任せており、市は関与していない。	―	―	―	―
9	津島市	委託販売	①注文：販売店（たばこ組合加盟店） ⇒　津島市じんあい協力会（たばこ組合）　⇒　市 ②手数料：市（販売価格：大15円、小11円）　⇒　津島市じんあい協力会（たばこ組合）（販売価格：大16円、小12円）　⇒　販売店（販売価格：大20円、小15円）　⇒　市民 ※津島市じんあい協力会（たばこ組合）の購入価格と販売店への販売価格の差額（1枚当たり1円）は、手数料として津島市じんあい協力会（たばこ組合）の収入となる。 ③配送：市及び納入業者　⇒　津島市じんあい協力会（たばこ組合）　⇒　販売店	市倉庫及び津島市じんあい協力会（たばこ組合）倉庫	定期配送日として、偶数月の第3火曜日を設定。 （ただし、販売店が津島市じんあい協力会（たばこ組合）に取りに来ることを条件に、販売店のスポット販売も認めている。）	注文取りまとめ及び販売店への配送費用については、津島市じんあい協力会（たばこ組合）が販売手数料（市からの購入価格と販売店への販売価格の差額、年間約380万円）の範囲内で対応。 市として販売手数料及び配送委託料などの費用の支払いはない。	―

市名		⑴販売方法	⑵ごみ袋の注文～手数料納付～配送の流れ	⑶ごみ袋の保管場所	⑷配送日	⑸費用	⑸その他参考になること
10	碧南市	委託販売と直接販売	①販売店が環境課にFAXで注文する。 ②注文3日後以降に販売店が環境課に取りに来る。その際、納付書を渡す。	市役所	随時	無し	―
11	刈谷市	その他（小売指定店店頭販売）	・注文　小売指定店→卸売認定事業者→製造納品業者→刈谷市（注文確認） ・代金　卸売認定事業者→刈谷市→製造納品業者 ※卸売認定事業者・小売指定店間は通常の商取引と同様（卸販売価格は卸売認定事業者が自由に設定）	製造納品業者が契約している倉庫	随時	製造価格に含まれている	―
12	豊田市	その他（認定制度による販売） 1　市と認定製造業者等で契約し、自治区に定額であっせんしている。 2　豊田市清掃事業所清掃業務課及び合併地区町村支所窓口であっせん価格と同額で販売。 3　量販店、コンビニエンスストア等で販売。（認定製造業者とお店との自由契約で、市は関与していない。）	2年毎に、希望業者に指定ごみ袋を製造販売する申請をしてもらい、市は市の仕様、条件を満たす袋を製造できる業者に対して認定をする。（現在4業者） 市はごみ袋の自治区へのあっせんの契約を認定業者としており、自治区から注文があれば全ての種類のごみ袋1パック当たり180円で希望日に指定場所へ納品。	認定業者に任せている。市では窓口販売用の在庫を保管しているのみ。	原則、自治区の希望納品日に納品。（注文日から土日除いて5日以降の日を納品日に設定してもらっている。）	あっせん地区を3つに分割してそれぞれの地区で複数単価契約をしている。 別添、供給物品明細書のとおり	別添：豊田市指定ごみ袋の認定に関する要綱を参照
13	安城市	その他（卸業務の取扱店へ販売）	①市から卸業務の取扱店（3社）へごみ袋を製造価格で販売。製造業者から取扱店へ直接配送。月単位でごみ袋代金を納付。 ②卸業務の取扱店から指定袋を販売する取扱店（指定店）へごみ袋を配送し、卸価格で販売。	製造業者、卸業務の取扱店	卸業務の取扱店は指定店から受注した日から起算して3週間以内に配送	―	市は参考小売価格を設定
14	西尾市	その他（間接販売）	1　ごみ袋購入業者を指名競争入札にて決定する。 2　落札業者は、落札価格と同額で認定卸売店へ販売する。 3　卸売店は、市内登録店へ卸販売する。 4　市内登録店は市民へ小販売する。	落札業者の管理倉庫	配送日の指定はなく、卸売店の発注による。	ごみ袋購入費用以外特になし。	特になし。
15	蒲郡市	その他（認定業者から直接販売）	蒲郡市では、市が袋の規格（大きさ、種類、色など）を定め、それにあった製造業者等の袋を認定し、自由に販売してもらうという「単純指定袋制」を採用しているため、指定袋ではあるが、市が発注等は行っていない。	認定業者による	認定業者による	認定業者による	―
16	犬山市	委託販売、直接販売	・契約販売店のみに販売 ・契約販売店からFAX等で犬山市へ買受申請書を提出 ・犬山市が契約販売店へ配達し、同時に支払い用の納付書を渡す。 ・翌月末を期限とし、期限内に代金を納付してもらう。	・犬山市都市美化センター	・週1回　　毎週木曜日	・指定ごみ袋の管理、配達でパート職員を雇用	―

市名		⑴販売方法	⑵ごみ袋の注文～手数料納付～配送の流れ	⑶ごみ袋の保管場所	⑷配送日	⑸費用	⑸その他参考になること
17	常滑市	委託販売	別紙のとおり	卸売業者にて保管	卸売業者・取扱店間で調整	卸売業務委託料160,000円／月（税別）	―
18	江南市	委託販売	ごみ袋の注文:江南商工会議所へごみ袋の販売を委託しており商工会議所にて市内の小売店に現金決裁（小切手も可）にてごみ袋を販売 売捌き代金の納付:委託先が毎日行う。（市指定の納付書を使用） 配送:行わない。	委託先の倉庫及び市倉庫	なし。委託先で小売店引渡し。	販売委託料:単価契約　1梱包につき100円×消費税	販売委託料:平成27年度実績 1,479,924円　13,703梱包
19	小牧市	その他（自由販売）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	製造業者を承認しているのみ 販売については、個々の製造業者が独自でルートを確保し行う
20	稲沢市	その他（単純指定袋制）	単純指定袋制のため、手数料は上乗せしておりません。	各販売店(市では把握していません。）	市の関与はありません。	市は関与しません。	稲沢市指定ごみ袋に関する規則に基づき実施
21	新城市	その他（登録販売）	本市では、ごみ袋の製造販売はしていないので、注文及び手数料納付を受けての配送はしていない。	本市では、ごみ袋の製造販売をしていないので、保管していない。	―	市の費用は無。	本市では、登録に関する要綱を定めて運用している。市は要綱で仕様を定め、それに基づき製造販売を希望する事業所の申請を受け、市が事業者の登録を行い、ごみ袋の製造と卸売が可能となる。小売については、登録業者からの仕入れであれば可能
22	東海市	委託販売	委託店舗から電話、FAXによる注文～店舗へ配送～店舗から手数料納付(売上方式:ごみ指定袋取扱い業務報告書により、納付書を作成し店舗が納入する。　買取方式:配送の際に納付書を作成し店舗が納入する	清掃センター倉庫	毎週火曜日・金曜日、祝日の場合は前日	臨時職員1人 賃金　平成27年度実績 312,075円	―
23	大府市	委託販売：大府市指定ごみ袋取扱店（申請許可による）	業者へ発注→納品日までに業者が発注数分のごみ袋を確保→納品書・請求書が届く→ごみ袋代支払い	業者	随時	大1箱3,000円　中1箱2,160円 小1箱1,600円　（1箱400枚入り） 大45l（7．5円）　中30L（5．4円） 小20L（4円）	自治区販売には、販売奨励金1枚あたり3円（大中小の分け無し）
24	知多市	その他（指定袋取扱業登録業者による自由な製造及び販売）	自由販売のため、市は関与及び把握していない。	指定袋取扱登録業者による。	指定袋取扱登録業者による。	市の負担は指定袋強度等検査に係る指定袋購入費（平成27年度実績371円）及び強度等検査手数料（平成27年度実績 64,800円）	平成29年度からは、家庭系収集ごみ有料化制度の導入に伴い、手数料に当たる新指定袋の製造、保管及び流通を一括して委託する予定。
25	知立市	その他 （直接販売と小売店販売の併用）	毎年4月1日に入札を行い、ごみ袋製造業者を決定します。 複数回に分けて納品をしていただき、常に市役所の倉庫に一定数を保管します。 小売店は市役所でごみ袋を定期的に購入し、それぞれの店舗で販売します。 ※購入は現金払い、納付書払いどちらでも可。 市は各店舗の販売実績に基づいて、年3回に分けて売りさばき手数料を支	市役所倉庫およびごみ拠点回収所の倉庫（1ヵ所）	希望があれば偶数月に小売店へ配達を行う。市役所にて不定期の購入も可。	配達は直営。 売りさばき手数料は1枚＝1円	―

市名		⑴販売方法	⑵ごみ袋の注文～手数料納付～配送の流れ	⑶ごみ袋の保管場所	⑷配送日	⑸費用	⑸その他参考になること
26	尾張旭市	その他（協力店による販売）	1　市がごみ袋の規格を定める 2　販売希望店舗が市に申込⇒市が販売協力店として指定 3　ごみ袋製作希望業者が市に認定申請⇒市が製作業者として認定 4　販売協力店が製作認定業者からごみ袋を購入⇒販売	市で発注しないため、在庫なし	―	―	―
27	高浜市	その他（市役所及び環境学習施設：高浜エコハウスにて指定ごみ袋販売店へ販売）	年度当初に市指定袋販売手数料徴収業務委託契約締結。契約後、随時、窓口にて購入申し込み、OCR発行、引き渡し。手数料納付確認後、指定袋手数料徴収業務委託料支払い	環境学習施設：高浜エコハウス	販売業者引き取り	平成27年度支払委託料　1,379,750円 平成28年度予算額　1,500,000円	市民へ世帯人数に応じ、年2回町内会を通じ無料配布 町内会未加入者へは、窓口渡し、通知なし
28	岩倉市	その他（　承認制：本市が認める袋の規格の条件を満たした製造業者に対して承認番号を与えて、承認業者が直接小売店と契約し販売している。　）	各小売店が契約している承認事業者に対して発注	各小売店または承認業者	不明	市場価格によるため承認業者・販売店舗により入り枚数、価格が異なる。	―
29	豊明市	その他	豊明市の指定ごみ袋については、製造販売業者の登録制度を採用しています。登録にあたっては、申請書類等を提出させ、本市の規格に合うものであれば登録済証を発行します。その後の袋の製造、保管、販売等についての一切は登録事業者が行っており、本市では細かなことは把握しておりません。	―	―	―	―
30	日進市	委託販売	①ごみ袋販売店がFAXで農協に注文 ②注文を受けた農協が各販売店へ配達し、販売店は手数料（利益）を差し引いた金額を現金で農協に支払う ③農協は各販売店から預かった代金を市に納入する	JAあいち尾東農協に委託	各販売店から注文を受けた翌日	農協との委託料（税抜） 在庫管理業務　1月あたり71，400円 受注等業務　1件あたり 238円 配達業務　1件あたり 228円 粗大ごみ処理券取扱業務 1枚あたり 10円	本来、販売店の利益である販売手数料は、市から振り込む手法が原則となるが、振込み手続きが増えて事務も煩雑になります。そのため、農協を通じて市から各販売店にごみ袋を販売する段階で、予め販売手数料を差し引いて販売することで、事務を簡略化しています。
31	田原市	その他（販売登録制度）	製造業者が独自に販売ルートを築いているため把握していない。 手数料については現在徴収していない。	製造業者・各販売店	不明	自由競争価格	平成29年度中に有料化指定ごみ袋の導入を検討している。
32	愛西市	委託販売	委託先である商工会からまとめて注文が入り、手数料は月に一度月末締めで 納付する。配送は商工会が行う。	市施設(旧車庫を利用)	随時	手数料のみ	―
33	清須市	委託販売	【指定ごみ袋の注文】生活環境課が各販売店より注文を受け、その後ごみ袋製造業者に配達を依頼 【配送の流れ】ごみ袋製造業者が各販売店に納品 【手数料支払い】各販売店の取扱い実績件数を隔月（2月毎）で受領し、1件につき30.86円を支払い	ごみ袋製造・配達業者	（月～金）午前注文　⇒　当日午後 午後注文　⇒　翌日午前	配達料ごみ袋製造代金に含まれる	―

市名		⑴販売方法	⑵ごみ袋の注文～手数料納付～配送の流れ	⑶ごみ袋の保管場所	⑷配送日	⑸費用	⑸その他参考になること
34	北名古屋市	委託販売、直接販売	販売店よりごみ袋の注文～ごみ袋・注文書（納品書）を配送（市職員）～手数料納付は月末締めとし、月締めで納品した実績に応じて納付書を各販売店に送付し、請求する。	市内2か所の保管倉庫	原則、注文を受けた翌日（平日のみ）	職員の人件費、納付書の郵送料、配送車の燃料費、その他雑費、販売店への委託料。	―
35	弥富市	委託販売	ごみ袋の販売は、商工会に委託しています。 月毎にごみ袋の売捌き枚数を商工会から報告をしてもらいます。そして、商工会にその売捌きの数に応じた代金を市へ納めてもらい、売捌き手数料を市から商工会に支払っています。 配送は行っていませんので、指定ごみ袋販売店は、商工会で購入してもらい、その場でごみ袋を渡しています。	市の倉庫または商工会の倉庫	当日	商工会とごみ袋販売店へのごみ袋取扱い手数料のみ	ごみ袋販売店は、商工会で基本額から販売店の取扱い手数料分を引いた額で購入してもらいます。その後、ごみ袋販売店が市民に売るときに、基本額で売ることで、ごみ袋販売店の取扱い手数料分の儲けが出るため、市からごみ袋販売店に取扱い手数料は払っていません。
36	みよし市	直接販売	①ごみ袋は市が落札者に直接注文し市役所へ納入 ②小売店が市役所まで購入に来庁 ③販売手数料分を減額して卸し、小売店は規定価格で販売	市役所敷地内の倉庫	市から配送せず、市役所での購入時に引き渡す。	ごみ袋代に配送費用を含む	―
37	あま市	直接販売	販売店が窓口へ申込書提出→納付書作成→会計で支払→庁舎倉庫で受渡し	甚目寺庁舎倉庫、美和庁舎倉庫、七宝庁舎倉庫	―	―	―
38	長久手市	委託販売　、　直接販売	販売店は、市の定める配達日の3日前までに市にFAXまたはEメールで注文　→　市は販売店に袋を配達するとともに、納付書を渡す（納付金額は、販売委託手数料をあらかじめ差引いてある）。　→　販売店は納期限までに払込む。	ごみ袋製造業者の倉庫（市の倉庫にも少量を保管）	毎月第2金曜日	ごみ袋製造・配達費28,437,480円 販売委託手数料8,422,750円 計36,860,230円　（平成27年度実績）	―

議題2:ごみ出し支援制度について(新城市提出)

資料2

市名		⑴支援制度の有無	⑵支援の形	⑶支援内容	⑷他部署等との連携	⑸課題
1	名古屋市	有(実施中)	市職員が実施	以下のいずれかに該当し、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、独力でごみ等の排出が困難である世帯を対象に、家庭から排出されるごみや資源を原則として玄関先で収集する「なごやか収集」を実施。 (1)65歳以上で介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの世帯 (2)身体障害者手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 (3)精神障害者保健福祉手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 (4)愛護手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 (5)その他、上記に準ずる世帯	「なごやか収集」で廃棄物が一定期間排出されていない世帯があった場合は、対象世帯等に連絡をするとともに関係機関に必要に応じて情報提供をおこなう。	委託化の拡大や、対象世帯の増加に伴い、現行の直営の通常収集での対応が困難となることも想定されるため、今後は専用の人員・車両の導入の検討が必要となっていくものと考えている。
2	豊橋市	有(実施中)	原則として、65歳以上もしくは身体に障害を持つ1人世帯で、自分で家庭ごみをステーションに持ち出すことが困難。さらに、親族・地域のいずれにも支援を依頼できる相手がいない方を対象に、市職員が玄関先を訪問して戸別収集している。 ※世帯構成員が全員障害を持つ場合などは1人世帯でなくとも対象になりうる。	事前の面談(個別調査)で実施すべきと判断された場合に、その場で訪問曜日などを打ち合わせする。 持ち出し方法はポリバケツなどを専用の容器として用意してもらい、玄関先、もしくは玄関内の所定の位置に設置。そこにごみの袋を入れてもらう。 それを職員が訪問の際に回収してくる。 数回にわたりごみ出しがないなどの異常があった場合には、事前に登録のある親族やケアマネジャーに連絡し安否を確認する。	市役所内部との連携はないが、制度の性質上、対象者のほとんどに担当のケアマネジャーが存在するため、各ケアマネジャーとは連絡を密にして入退院や転居などの情報を得るようにしている。	現状、申込の多くがケアマネジャーを介して行われているが、反面、福祉サービスを利用していない層への周知が不十分である。 特に、自分で各種の手続きを取ることが困難な認知症の方などを取りこぼしている可能性があるため、改善のためにケアマネジャーだけでなく各地区の民生委員へ周知と協力の要請を検討中である。
3	岡崎市	有(実施中)	可燃ごみ、不燃ごみ等の排出 「岡崎市さわやか収集実施要綱」参照	所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者・障がい者・指定難病者の世帯に対し、ごみ等の排出を支援する。	無し	1 増加する対象者に対する収集業務体制の整備(人員・車両) 2 他部署との連携
4	一宮市	有(実施中)	家庭ごみを所定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯に対し、職員が「声掛け」を行いながらごみを戸別に収集する事業。	収集するごみの種別は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源、有害ごみとする。ごみ等の収集場所は、原則として、利用者の玄関先とする。	ふれあい収集の円滑な推進を図るため、福祉課長及び高年福祉課長は、清掃対策課長に対し、利用者の要件の確認に必要な情報を提供するものとする。	特にありません
5	瀬戸市	有(実施中)	職員が実施	下記の頻度、玄関先まで収集に伺う。 可燃ごみ、資源物 : 基本週1回 不燃・粗大ごみ : 連絡を受け次第	福祉部門に対し、説明等情報提供	利用者の増大にかかる、事業の継続性
6	半田市	有(実施中)	クリーンセンター職員が、半田市高齢者等訪問収集実施要綱で規定する対象世帯のごみを収集する。	週1回、対象世帯の玄関前に出されたごみをクリーンセンター職員が収集する。 燃やせるごみ・燃やせないごみ等の分別は対象者が行う。	訪問収集の申請受付・内容の審査・認定は、高齢介護課が担当する。 収集の一時中止や対象世帯の廃止及び利用状況については、クリーンセンター・高齢介護課両課で連携を図っている。	現在は、市職員2名で月・火・木・金曜日の午前中に、1日平均約30世帯の収集を行っているが、今後、収集世帯がさらに増えた場合の対応が課題である。
7	春日井市	有(実施中)	市職員で実施。	家庭ごみなどをごみステーションまで持ち出すことが困難な一人暮らしの高齢者等を対象に、分別されたごみなどを玄関先まで取りに行き、排出支援を行う。	ごみなどの排出による安否確認も行っているため、安否が不明な場合は、担当するケアマネージャーや福祉部局へ連絡し確認を依頼する等情報提供を行っている。	戸別収集の実施は、地域自治関係との共助を阻み、近隣からの孤立(支援を求めないなど)を招く懸念がある。

市名		⑴支援制度の有無	⑵支援の形	⑶支援内容	⑷他部署等との連携	⑸課題
8	豊川市	有（実施予定（H28年より））	直営収集職員と再任用職員で実施予定	粗大ごみ以外のごみを訪問収集（可燃、不燃、資源、危険ごみ）。対象者は市内に住所を有する一人世帯で、かつ、親族等の協力を得ることが困難で、自力でのごみ排出が困難な者で、その他要件として要介護認定を受ける65歳以上、身体障害者手帳の交付を受けている者等。原則、週1回の収集予定。	福祉担当課との情報共有、包括支援センターとの連携	今年度から始める事業であるが、始めるに際しての課題は、該当者数の把握と件数の増加への対応。
9	津島市	有（実施中）	職員による直営収集	「ふれあい収集」として、一人暮らし老人登録者で要介護認定を受けている世帯及び、障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者)のみで構成されている世帯で、ごみ出しが困難な世帯を対象に、直営収集でごみ収集を行うとともに、併せて声掛けを行い安否確認も行っている。 なお、収集にあたってはプライバシーの尊重とトラブル回避のため、玄関先でのごみ収集を基本としており、屋内での作業はヘルパー等に任せている。	福祉課及び高齢介護課と連携し、申請者との面談及び現地確認を行い対象世帯を認定するとともに、安否確認ができない場合は連携他課を通じてヘルパー、近親者等に対象者の近況を確認している。	現在「ふれあい収集」対象世帯は72世帯ある。今後は増加すると考えられるが、現場職員の減少により、直営収集から委託収集への変更が想定される。 また、一人暮らし高齢者については、粗大ごみの玄関先への搬出ができない旨の申し出がある。現在はシルバー人材センターのワンコインサービス（500円で30分程度の簡易な作業請負）の利用を勧めているが、将来的に何らかの対応が必要となることが考えられる。
10	碧南市	無（今後検討予定）	当初は職員が実施し、安定したら業者委託。	可燃ごみと資源ごみの戸別回収。	福祉課（障がい者）、高齢介護課（高齢者）	判定基準の設定、審査、コスト。
11	刈谷市	有（実施中）	認定時に指定した場所（玄関前等）に分別済のごみを回収する。	全ての品目（要分別）の回収、ごみが出されていなかった際の安否確認。	特に無し。	・申込件数が増加していくと市の職員だけで対応できなくなる可能性がある。 ・狭隘な道路にしか接道していない場合、収集が大変。
12	豊田市	有（実施中）	職員によるごみの個別収集	一人暮らしの要介護者、障がい者が対象。玄関先等に置いたポリバケツに分別したごみを入れてもらい指定日に回収する。	安否の確認が取れない場合は、福祉関連部署又は機関に情報提供	家事援助サービスのとの境界線が不明確である.
13	安城市	無（予定なし）			高齢者福祉サービスの軽度生活援助で65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯への訪問サービス有（200万の所得制限有） 費用は一時間あたり100円	
14	西尾市	有（実施中）	職員が実施	自ら集積所までごみ、資源物を持ち出すことが困難で、身近な人等の協力を得られない世帯 ・65歳以上で要介護認定（要介護・要支援）を受けている一人暮らしの世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯 ・その他市長が認めるもの	福祉部局（福祉課、長寿課）	今後、高齢化によりごみ出しが困難な世帯が増加することで、収集人員の不足が懸念される。
15	蒲郡市	無（ 今後検討予定）				障がい者等の生活支援や安否確認を含めたごみ出しが困難な高齢者への福祉サービスとして必要性を感じており、今後検討を進める。
16	犬山市	無（予定なし） ※市として事業の実施はないが、シルバー人材センターが主体で実施	犬山市シルバー人材センターが主体で実施	・ひとり暮らし等で家庭ごみなどを自力でごみ出しすることが困難で、かつ、周りの協力を得られない人対象 ・玄関先までごみを取りに伺い、集積場まで搬出する。	有（福祉関係（長寿課、福祉課））	今後、高齢化によりごみ出しが困難な世帯が増加することで、収集人員の不足が懸念される。

市名		⑴支援制度の有無	⑵支援の形	⑶支援内容	⑷他部署等との連携	⑸課題
17	常滑市	無（ 今後検討予定）	業者委託または地域のボランティアで実施すると思われるが、今後検討する。	現時点での支援としては、一人暮らしの高齢者に限ったわけではないが、平成27年度から、家庭から出る一般廃棄物の収集運搬許可を市内の業者に出し、自身でのごみ出しが困難な市民を支援している。	福祉関係の部署との連携や情報共有が必要であると考えている。	・ヘルパー等では、ごみを袋に入れることや、分別をすることはできても、収集日の朝に集積場に出すことまでは難しいという現状がある。 ・自身でのごみ出しは困難だが、地域の知り合い（民生委員など）に自身のごみを見られたくないという心情等もあること ・業者委託で戸別収集を行う場合、対象者の線引きをどのように行うか
18	江南市	無（予定なし）				
19	小牧市	有（実施中（H17年より））	戸別収集を職員が実施。	高齢者、障害者等の世帯に対し、可燃・破砕・資源ごみの排出の支援を図る。	介護支援専門員と連携。	粗大ごみ等の屋内からの排出支援はやっていない。
20	稲沢市	有（実施中）	職員(収集員)が通常のごみ収集後に実施しております。	収集員が安否確認後に決められた場所に排出されているごみを収集しています。 対象品目:可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、粗大ごみ、リサイクル資源	福祉課、高齢介護課との情報共有があります。	稲沢市では、介護保険の要介護認定を受けている等、稲沢市ふれあい収集実施要綱で対象世帯を定めています。しかし、それのみでは本当にごみの排出が困難か判断することができない場合があり、その線引きが難しい点です。(例:要介護認定は受けているが、ヘルパー等によりごみの排出が可能な場合)
21	新城市	無（今後検討予定）				現状、実施ボランティア組織等がないので、今後、自治会等の協力が不可欠と考えている。
22	東海市	有（実施中）	地域支えあい活動団体(ごみ出し等の日常生活支援や隣保活動による地域の見守り、サロン等の実施による住民同士の交流の場を創出する活動を行う団体)が実施。(市は団体に交付金を支給)	不明(地域支えあい活動団体は住民主体で活動する団体であり、市としては交付金を支給するものの、活動内容に関しては団体に全面的に委ねており、報告も不要としている。)	なし	・現状だと、ごみ出し支援を必要とするすべての人が支援を受けられるというわけではない。(住んでいる地域に支えあい活動団体があり、かつ団体がごみ出し支援を行っている場合のみ) ・個人の領域なのでプライバシーの問題がある。
23	大府市	有（実施中）	シルバー人材センター事業:家事援助メニュー（1時間単価840円）・ごみ出し、資源物分別、掃除、電球取替など日常生活一般的な家事代行サービス。 75歳以上だけの世帯を対象に、所得税課税世帯の場合200円、非課税世帯100円の自己負担でこのサービスを利用できるよう高齢者軽度生活援助事業（愛称:ねこの手サービス）として助成を行っている。（月4回まで）	家事など日常生活全般となっており、掃除や洗濯、庭の水やりなどシルバー人材センターの会員ができる内容なら可能。	福祉課が紹介する生活支援サービスに掲載しており、介護保険のケアマネジャーや民生委員、包括支援センター等を経由して利用の申請が市へ出されている。	・要介護・要支援の認定を受けている方は、介護保険の訪問介護サービス（ヘルパー）の利用ができるためそちらを優先利用することとなり、ヘルパーができない部分だけを「ねこの手サービス」が担うこととなるため、利用者にはわかりにくく、厳密には、使いづらい。 ・時間が1時間単位の利用になっており、ごみ出しだけという利用には向かない。 ・近くにサービスを提供する側のシルバー会員がいないと、実施が難しくなる。 ・ご近所のたすけあいでやれるのが理想ではあるが、できていないのが現状である。
24	知多市	無（予定なし）			対象者の確認及び登録等が必要であり、福祉部局が主体にならなければ円滑な支援の実施ができない。	今のところ、「ごみ出し」が高齢者等への支援課題として顕在化していない。 また、「ごみ出し」は家事等及び見守りの支援に付随する又はその一部であることから、「ごみ出し」支援のみの実施は適当でない。
25	知立市	無 （検討中）	当初は市職員により実施する予定（件数の増加を受けて業者委託も検討する）	高齢者及び障がい者であって、福祉施策の利用対象にならない方の中で、自分又は家族等の支援によるごみ出しを行うことが困難な方の自宅を訪問し、ごみを収集するもの。「可燃ごみ」のみを対象とする。	長寿介護課（高齢者福祉担当課）、福祉課（障がい者福祉担当課）	対象者の条件及びその確認。利用者の負担金。

市名		⑴支援制度の有無	⑵支援の形	⑶支援内容	⑷他部署等との連携	⑸課題
26	尾張旭市	有（実施中）	職員が実施	集積所まで運び出すことが困難な世帯のごみを玄関先まで戸別訪問収集する。対象は、介護保険法の要支援、要介護認定を受けているかたのみの世帯、障がい者のかたのみの世帯等で、親族等の協力が得ることができない世帯。	随時、高齢者支援担当部署（長寿課、地域包括支援センター）、障がい者支援担当部署（福祉課）と連絡調整会議を開催し、情報の共有及び意見交換等を行っている。	高齢化、核家族化により利用者が増加しており、職員（直営）での作業量が増えている。
27	高浜市	無（検討中）	在宅福祉サービス	軽度生活援助サービス	福祉関係	ゴミだし時間7：00～8：00、サービス提供時間8：00～
28	岩倉市	無（今後検討予定）	制度としては確立していないが、福祉部門からの要請を受けて個別に実施（4件）。また、行政区単位でふれあい収集として資源排出の支援をしている地区あり。	早朝しか収集を行っていない品目などのヘルパーが排出できない資源等を対象に、各家庭を訪問して回収	福祉関係の部署から要請を受けて実施	対象者の求めるサービスが異なる中で、どういった人を対象にどの程度のサービスを行うのかが制度として確立するうえで課題となっている。
29	豊明市	無（予定なし）	※シルバー人材センター、NPO等ボランティア団体によるごみ出しの支援はあり	※ゴミ出し等	なし	同内容の問い合わせはあるが、制度の検討については福祉関係部署等との連携が必要であると考えます。
30	日進市	有（実施中）	利用者には玄関先まで出していただき、それを週に1回戸別回収します。	支援を受ける対象者は、市が収集する種別に応じてごみを分別し、収集袋に入れて玄関先に出してもらいます。市の職員（派遣）がトラックで収集し、直接ごみ処分場まで持っていき、公用で搬入し処分しています。対象者は、満65歳以上で要介護認定を受けているひとり暮らしの高齢者または、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者でひとり暮らしの者のうち、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難である方です。	担当課は介護福祉課であるが、環境課とは特に連携をとっていません。	どうしても玄関先に出せない場合は、家の中に入って収集しています。また、認知症により、回収日が分からなくなる利用者がいることもあります。
31	田原市	無(今後検討予定)	市の制度はなく、社会福祉協議会が行っているものがある。 支援依頼者・サポーターを登録制として、要請があるごとに調整をする方法。	ごみの分別、ごみ出し（ごみステーションまで）	独居老人等の居宅において、生活環境が悪化（ごみ出しができない）しているケースがあれば、福祉部局が必要に応じ関係部局を集め、その対応を検討している。	ボランティア団体等は、ごみステーションまでのごみ出しは可能とする。中間処理施設への搬入は、本人が同乗していればよいが、ボランティア団体等のみで搬入することはできない。また、ボランティア団体等への一般廃棄物収集運搬業の許可は民業圧迫等が懸念されるため、許可することができない。
32	愛西市	無(検討中)				
33	清須市	無（ 予定なし）				
34	北名古屋市	無(今後検討予定)			シルバー人材センターにてワンコインサービスの制度（500円）を紹介する場合もある。	

市名		⑴支援制度の有無	⑵支援の形	⑶支援内容	⑷他部署等との連携	⑸課題
35	弥富市	有（実施中） 弥富市には、必ずしも一人暮らしの高齢者が対象になるわけではありませんが、ごみ出し支援制度としてふれあい収集事業と弥富市ささえあいセンターの事業があります。	【ふれあい収集事業】 下記の各号いずれかに該当し、親族や近隣住民の方の協力が得られず、ごみ出しが困難な方に戸別収集をしております。 1．介護保険法の要介護認定を受けた方のうち要介護1から要介護5に該当し、かつ、ヘルパーやデイサービスの介護サービスを受けられている方のみの世帯 2．身体障がい者手帳1級から3級の方のみの世帯 3．精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の方のみの世帯 4．療育手帳A判定またはB判定の方のみの世帯 5．前各号に該当する方のみの世帯	ポリバケツを設置し、その地区の収集日にポリバケツに市指定のごみ袋を入れて、道路と宅地の境界あたりまで出していただければ、収集をします。収集するごみの種類は、申請時に希望を聞き、調整をします。	介護高齢課で申請をしていただき、介護高齢課職員と環境課職員が現地に赴き、どこにポリバケツを設置するか等の打ち合わせを行います。その後、ふれあい収集を開始します。	介護施設等に入所しても、中止届が出されないことがあり、ごみが出ていなくても収集時に確認を行わなければならないこと。
			【ささえあいセンター事業】 20歳以上で心身ともに健康で積極的に活動を行うことができ、支援の協力をしていただける方には、協力会員登録をしていただき、利用会員（援助を受けたい人）と協力会員で助け合いを行っていただいております。 利用会員となる条件は、弥富市在住で、介護保険申請中および利用中の人又は、障がいを持つ人で生活の援助を受けたい人となっております。	1回あたり100円でごみ出し援助サービスをしております。こちらでは、自宅からごみ集積場所まで協力会員にごみを出してもらえます。	援助を受けたい人は、弥富市ささえあいセンターに利用申し込みをしていただき、ささえあいセンターのコーディネーターが協力会員の紹介を行うとともに、協力会員に援助依頼をします。その後は、利用会員と協力会員の間で助け合いを行ってもらいます。	協力会員が高齢になってきていること。 粗大ごみを出す際に、力仕事になるため、協力会員一人で運搬することが難しいこと。 協力会員は足りているが、利用会員の近所に住んでいる人がいないため、ごみ出し支援のためだけに、協力会員に来てもらうことが難しいこと。 集合住宅や集積場所が遠いなど、協力会員の負担が大きくなることがあること。
36	みよし市	無（今後検討予定 ）			高齢者担当部署と情報交換し、今後の検討課題となっている	ごみ出しというより生活支援となるが、対象者と支援範囲について、線引きが難しい。
37	あま市	無（ 予定なし）	―	―	参考　あま市社会福祉協議会が独居老人対象に「安心支え合いネット事業」で、社協がコーディネートし、ボランティアの「ネット員」が支援している。	ごみ出しの時間が決まっていること、毎週となることからマッチングが難しく、要求に応えられない場合が多い。（27年度の利用回数は延べ15日）
38	長久手市	有（実施中 ）	ワンコインサービス事業（担当部署：福祉部長寿課） https://www.city.nagakute.lg.jp/chouju/chouju/service/onecoin.html	65歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上のみの世帯がサービスを利用できる。60歳以上の市民が、100円または500円でごみ出し等を請負う。	特に無し	利用者・サービス提供者ともに事前登録が必要 1人で持てないごみは請け負えない。

議題3：アカミミガメの引取りと処分について（豊田市提出）

資料3

市　名		(1)実施状況	【(1)で実施している場合】 (2)処分方法と年間処分頭数	【(1)で実施していない場合】 (3)実施予定
1	名古屋市	未実施		予定していない
2	豊橋市	未実施		予定していない
3	岡崎市	未実施		予定していない
4	一宮市	未実施		予定していない
5	瀬戸市	未実施		予定していない
6	半田市	未実施		予定していない
7	春日井市	未実施		予定している
8	豊川市	未実施		予定していない
9	津島市	未実施		予定していない
10	碧南市	未実施		予定していない
11	刈谷市	未実施		予定していない
12	豊田市	実施	処分方法：冷凍（－60度）し処分 年間処分頭数：平成27年度、計240頭	
13	安城市	未実施		予定していない 要望等あれば、受け取りも検討する必要があるが、処分用の冷凍庫を所有していないため、県環境部を通じて愛知学泉大学の矢部氏に相談する予定。
14	西尾市	未実施		予定していない
15	蒲郡市	未実施		予定していない
16	犬山市	未実施		予定していない
17	常滑市	未実施		予定していない
18	江南市	未実施		予定していない
19	小牧市	未実施		予定していない
20	稲沢市	未実施		予定していない
21	新城市	未実施		予定していない
22	東海市	未実施		予定していない
23	大府市	未実施		予定していない
24	知多市	未実施		予定していない
25	知立市	未実施		予定していない
26	尾張旭市	未実施		予定していない
27	高浜市	未実施		予定していない
28	岩倉市	未実施		予定していない
29	豊明市	未実施		予定していない
30	日進市	実施	処分方法：冷凍の上、廃棄 年間処分頭数：平成27年度、計2頭	
31	田原市	未実施		予定していない
32	愛西市	未実施		予定していない
33	清須市	未実施		予定していない
34	北名古屋市	未実施		予定していない
35	弥富市	未実施		予定していない
36	みよし市	未実施		予定していない
37	あま市	未実施		予定していない
38	長久手市	実施	処分方法：冷凍殺処分の上、委託業者にて処分 年間処分頭数：平成27年度、計150頭	

資料4

議題4：市街地において集団化する野鳥の対策について（岡崎市提出）

	市　名	各　市　の　状　況
1	名古屋市	特段なし
2	豊橋市	・市有公園内や街路樹近辺については、公園・街路樹所管部局が樹木にネットを張るなどにより、野鳥が停滞しにくい環境を整備し対応 ・市所有施設については、施設管理部局が対応 ・電線については、電線管理者（主に中部電力）に連絡し、管理者がカバーを付けて対応 ・駅前近辺は上記によりそれぞれの管理者が対応しているが、苦慮しているところ
3	岡崎市	市街地の大型ショッピングセンターに冬場に無数のカラスが集団化するため、糞害や恐怖を感じるなどといった申立てが多い。電力会社などに電線にとまれないような対策をしていただいたり、ショッピングセンターにもカラス除けの対策をしていただいたりしているが、一向に効果がない。 ・　苦情はあるか。 ・　どのように対応しているか。 ・　効果的な対策はあるか。
4	一宮市	ハトやカラスが集団化する事例はあるが、有効な対策がなく対応に苦慮している。
5	瀬戸市	本市においては、現在のところ、対策を要する状況の発生が確認されておりません。
6	半田市	本市では、市街地におけるそのような発生事例はありません。
7	春日井市	特段の対策は行っていない。
8	豊川市	過去に電線などに止まっているムクドリに係る対応についての相談があった。その際は、中部電力、NTTが相談に乗っていただけることをお伝えした。 現時点で、集団化する野鳥への対応策を持っていない。ムクドリやヒヨドリなど野鳥の習性を把握しながら、必要に応じて有害鳥獣を担当する農務課と連携し、対応していきたい。
9	津島市	都市公園の高木にムクドリが集団化して棲みつき、近隣住宅から鳴き声や鳥のフンに対する苦情が出ている。公園管理者において住宅に近い部分の高木の枝打ち等を行い、ムクドリの集住する場所を住宅から遠ざける措置を講じている。 また、マンションの建物にハトが棲みつき、その居住者や周辺の住人からハトのフンに対する苦情が増えている。原則として、マンションの管理組合等の建物管理者に連絡して対処をお願いしているが、管理組合が機能していない場合やマンションの空き部屋のベランダ等で集団化している場合には、原因除去の措置を講ずることが困難であり、被害を受けている者に防御対策をお願いしている。
10	碧南市	集団化する野鳥に対する苦情は、年に数回あり。電線であれば中部電力に対策を依頼するが、それ以外の場合は効果的な対策が無いため対応に苦慮している。
11	刈谷市	本市としましては、ごみ散乱防止のためにカラス避けのネットの配布を行っていますが、付随効果として集積所付近にカラスが集まることの予防につながっていると思われます。また、集団化した野鳥の苦情については、中部電力株式会社等関係機関と協議を行い、電線に防鳥カバーの設置等の対策を講じた例があります。
12	豊田市	自治区のゴミ収集所に防鳥ネットを配布するなど、野鳥の餌場とならないような対策を行っています。
13	安城市	本市においても年数件の相談があるが、道路管理者に対応をお願いしています。 しかし、道路管理者も街路樹の選定しか出来ず、解決には至っていない状況です。 農地における鳥獣被害については、農務課が主管課として駆除活動を実施していますが、市街地における鳥獣被害は街路樹起因の場合は道路管理者が、公園や学校等の場合はそれぞれの施設管理者が対処するため、特に主担当となる課はありません。 当課に寄せられた事案では、電線にとまるムクドリの糞の事例に対して、電線を敷設した中部電力㈱により、電線上部にワイヤーを設置し、鳥がとまれないようにして対処したケースがあります。
14	西尾市	特に対策はしていない。なお、集団化する野鳥によるふん害等の苦情があった場合においても、自己防衛や駆除業者を紹介するのみの対応としている。

市 名		各 市 の 状 況
15	蒲郡市	市では、現在のところ問題化するような事案は発生していない。 有害鳥獣に関しては、山間部において猟銃による駆除を定期的に実施しているが、市街地では、住民に危害を及ぼす可能性があるため、実施できない。また、鳥による糞害の苦情は寄せられるが、餌やりをやめるようにお願いをしたり、巣が作られた場所の土地管理者に対策を依頼している。
16	犬山市	・20年ほど前、再開発で犬山駅東口を整備し、当時ケヤキも若く、山からスズメが移動してきたため、犬山駅東口ロータリー及び市道の街路樹（ケヤキ）に群がる野鳥（スズメ）の対策として、当時街路樹の剪定以外では、 ①枝にロープを設置し、地元の方に引いてもらう ②疑似カラスの模型及びクジャクの羽根の設置 ③隣接するマンションの屋上にピアノ線の設置 上記①～③までの対策を実施してきた。 現在は上記①～③までの対策はせず、街路樹の維持管理と群がる鳥の対策も兼ねて、街路樹剪定を鳥が集結する時期を考慮して7月過ぎに実施し、毎年強剪定を行うことで地元に納得していただいている。
17	常滑市	カラスによって集積場を荒らされるなどの被害が多く起きていますが、ネットをしっかりかけることによってカラスの餌を無くすなど、地道に対策を行っているところです。
18	江南市	可燃ごみ集積場限定（10戸以上）で防鳥ネットを貸し出ししてる他は特に対策はしておりません。
19	小牧市	カラスによる農作物への被害及びゴミの集積所の散乱被害等の防止対策として、カラス捕獲器を設置し、予察捕獲作業を実施する。
20	稲沢市	稲沢市としての対策は実施していません。地元からの相談により、日本野鳥の会の協力を得て、ドローンによる調査を行い、地元において営巣している木々を伐採しようとする動きがあります。
21	新城市	農地における農業被害対策としては実施しているが、市街地における生活被害対策としては要望が特に寄せられていないので未実施。
22	東海市	対策等行っていない。
23	大府市	市街地において集団化する野鳥においては、対策はしていません。 ごみ袋のカラス被害においては、市民の方にカラスよけネットを使用するよう案内をしています。 市補助・貸与等はありません。
24	知多市	現在のところ申し立ての事例がありませんので、特に対策をとっておりません。
25	知立市	申し出は多く寄せられるが、環境課としては、対策は特にありません。 公園管理を行っている都市計画課が、駅前の樹木に群がる野鳥の対策として、木々にネットをかぶせる事を行いました。
26	尾張旭市	中部電力及びNTTの電線等に鳥がたくさんとまり、糞害に困っているとの相談を受けることがほとんどであることから、中部電力等に対策を依頼しています。
27	高浜市	鳥獣の捕獲、有害鳥獣の駆除は免許や許可が必要で、農務関係部署に対応を依頼。
28	岩倉市	本市でも近年市街地でのカラス等の野鳥による被害が増加しており、対応に苦慮している（特にカラスの繁殖期である3月下旬から6月上旬ごろ。）。本市においては、地区と連携しながら防鳥ネットを設置することにより対策しているが、設置の仕方が悪かったり、設置方法が正しくても出す人のマナーが悪いため被害を防げないケースがあることから、平成27年度に「カラス対策ガイド」を作成し、行政区の役員に配布しごみ集積場所の防鳥ネットの正しい設置方法や地区におけるごみ出しマナーについて周知を図っている。なお、この「カラス対策ガイド」はホームページに掲載し、一般市民も入手可能となっている。
29	豊明市	集団化する野鳥に関する申し立ては多くない。ゴミを荒らすカラス対策には、「黄色ネット」を配布している。
30	日進市	過去、駅前の樹木にムクドリが集団で飛来し、鳴き声とふん害による苦情事例がありました。この時は、樹木の伐採と鳥が苦手とする音による対策を実施したことがあります。その他については、鳥の種類に応じた対策を野鳥の滞在する土地所有者に依頼しています。
31	田原市	市街地で集団化した野鳥に関する苦情や要望が市に寄せられたことが無く、被害が問題化しているという認識がいないため、対策も特に思案していない。 但し、中部電力が独自の取り組みとして市街地の電線に絶縁カバーを取り付け、野鳥がとまらないように対策をとっていると聞いている。
32	愛西市	集団化する野鳥被害の申し立てがきわめて少ないため対策を行う予定はない。

市 名		各 市 の 状 況
33	清須市	本市では集団化した野鳥はカラス以外は確認されていません。 カラスについては、農作物保護の観点から捕獲箱による捕獲を行っています。
34	北名古屋市	一つの事例としてカラス等にごみ袋を荒らされるなどの相談が寄せられるため、対策としてごみ飛散防止ネット(カラスネット)を無償貸出を行っております。現状としては、市街地において集団化する野鳥の被害の報告がないためこの程度の対策にとどまっております。
35	弥富市	カラスや猫がごみ集積場に置いているごみを荒らし、ごみが散乱しているという苦情が多いため、ごみ集積場に設置する防鳥ネットをお渡ししています。そのため、市民にはごみを出す際、ごみ袋を防鳥ネットでしっかりと覆ってもらうようにお願いしています。
36	みよし市	猟友会にカラス等の駆除の許可を出してはいますが、住宅街であるため銃等が使用できないので、駆除できていないのが現状です。
37	あま市	生ごみのカラス被害の対策のみ実施している (野鳥関連の苦情はあまり入りません)
38	長久手市	特に対策など講じていない。

資料5

議題5:ポイ捨て及び路上喫煙禁止等の環境美化施策について(岡崎市提出)

市 名		各 市 の 状 況
1	名古屋市	(1)本市においては、条例違反者に対して過料を徴収しているが、過料は刑罰ではないため、強制処分ができないことにより、いわゆる「逃げ得」となってしまうことがある。 (2)過料を実際に徴収する場合の巡回職員の確保。 (3)市外からの来訪者に対する広報。
2	豊橋市	【環境美化施策】 ・市民、事業者による自主的な環境美化活動などの実施(現在、委託業務によって路上喫煙禁止区域内を基本としたゴミ拾いなどの清掃業務や環境美化に対する啓発等を行っており、現状は市、市民、事業者が協働して実施しているとは言い難い。今後は三者が協働して取り組んでいけるようにしていく必要がある) 【安全面における路上喫煙禁止対策】 ・市外からの来豊者への周知(指導員が指導した禁止区域内での喫煙者の居住地を聞くと、2年目(平成26年度)以降は半数以上が市外からの来豊者であった) ・路上喫煙禁止区域外での喫煙者への周知(豊橋駅周辺を禁止区域に指定しているが、区域外でも路上喫煙をしないよう努めなければならないことを知らない市民も多い) ・喫煙所対策(喫煙所からの副流煙対策を求められる場合がある。また、将来的に喫煙所は撤去する方針であるが、撤去しても問題はないかどうか)
3	岡崎市	岡崎市では依然として人が集まる主要駅前等にはポイ捨てごみが多い。さらに、実態調査によってポイ捨てごみの7割以上がたばこ関係のゴミであることが分かってきた。本市では、主要駅前の改修を行っており、まちがきれいに生まれ変わるのに合わせて、ポイ捨て及び路上喫煙禁止区域の指定を視野に新たな施策を検討している。今後運用していくにあたり、先進市のアドバイスを伺いたい。 ・ 過料等の徴収は実際おこなっているのか。指導のみで効果があるのか。 ・ 未納に対する徴収について マニュアル等があれば御教示いただきたい。 ・ 費用対効果について
4	一宮市	○一宮市路上等での喫煙等の防止に関する条例(平成20年施行) 《喫煙禁止区域を定め主に、その区域内での事業を行っている。》 【主な事業】 ・路上喫煙禁止区域内の委託による清掃(元日、8/15除く) ・区域内10店舗にチラシ付ティッシュを配布依頼 ・年2回、区域内でチラシ付ティッシュを通じ通行人へ啓発
5	瀬戸市	路上喫煙禁止条例等は制定されておりません。ポイ捨て対策としては、ポイ捨て禁止看板やボランティア清掃袋の配布などを実施しています。
6	半田市	半田市ではごみやたばこの吸い殻等を散乱させてはならないと定められているが(半田市環境保全条例第39条)、違反者を特定することが難しい。
7	春日井市	当市は、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的として、平成8年に「春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」を定め、たばこの吸い殻のポイ捨てを禁止している。条例に罰則の規定を設けているものの、適用例はなく、ポイ捨て後の清掃活動を実施している状況にあり、路上喫煙者へ直接かかわる機会すらない状況である。
8	豊川市	ポイ捨ては本市廃棄物条例で罰則(過料処分)を設けて規制している。 嘱託職員4名が巡視(資源持ち去りや犬の糞放置防止対策と兼務)。 路上喫煙に関しては条例による規制を行っていない。
9	津島市	津島市では現在、路上喫煙禁止条例を設けていない。 今後観光行政の一環として、商店街など関係機関と協議のうえ条例制定について検討したい。
10	碧南市	当市においては、路上喫煙禁止条例は制定していない。 ポイ捨て禁止等については、広報等を通じて周知・啓発に努めている。
11	刈谷市	本市では、空き缶等ごみ散乱防止条例を制定し、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止について啓発を行っており、路上喫煙禁止条例は制定しておりませんが、昨年度刈谷駅に喫煙所を設置して分煙化を図るとともに、ポイ捨てや路上喫煙の状況把握をしているところです。
12	豊田市	路上喫煙を禁止する条例は当市では制定されていません。

市 名		各 市 の 状 況
13	安城市	本市では、快適で安全な生活環境を形成することを目的とした「安城市さわやかマナーまちづくり条例」を制定しました。条例では、ポイ捨て・ペットのふん・路上喫煙・歩きスマホ・ちらしの散乱・落書きの禁止を重点事項としています。 路上喫煙禁止について、JR安城駅と名鉄新安城駅のロータリーを主として路上喫煙禁止区域として指定し、看板や路面シールで路上喫煙禁止を周知しています。 また、「ポイ捨て及びふん害防止に関する条例」により、ポイ捨てによる空き缶等の散乱防止及び飼い犬等のふんの放置防止について、市民等、事業者、土地占有者等、飼い主及び市の責務を明らかにし、市が実施する施策の基本的な事項を定めています。
14	西尾市	「西尾市空き缶等ごみ散乱防止条例」の施行により、本市においても、ポイ捨て行為を禁止している。同条例の規定に違反する行為があっても、違反者に対する勧告、またはその旨の公表については、条例には定めているが、勧告または公表の実例がないのが実態である。なお、路上喫煙禁止の条例については、本市では定めていない。
15	蒲郡市	市では、空き缶等ごみ散乱防止条例を制定し施行しているが、内容としては罰則規定はなく、啓発活動が中心となっている。 不法投棄やポイ捨てなどについては観光地でもあり、取締りなどの要望も出されるなど対応に苦慮している。
16	犬山市	タバコの吸い殻については、他のごみ同様にポイ捨て防止条例で規制しているが、路上喫煙を禁止する規定や条例はない。
17	常滑市	特に課題はありません。
18	江南市	ポイ捨てについては、ポイ捨て禁止の看板を貸し出し啓発に努めているが、路上喫煙禁止についての取組みはありません。
19	小牧市	条例を施行後8年がたち、平日の昼間地区を2つにわけ約30分パトロールを実施し、指導される人は月に1人程度いるかいないかであるが、吸い殻はたくさんポイ捨てされている。夜間に喫煙している可能性が高いが、勤務時間外のパトロールとなるため、対応に苦慮している。 H20.4.1施行　快適で清潔なまちづくり条例　第10条
20	稲沢市	稲沢市では「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」の中で路上喫煙禁止区域における喫煙及び、吸い殻等の投棄を禁止しており、人通りの多い市内にある鉄道の4駅周辺を路上喫煙禁止区域として指定しています。 路上喫煙禁止区域内では、路上喫煙をなくすために啓発看板、路面シール、のぼり旗やPRキャンペーンなどにより区域内での喫煙者は少なくなっております。 ただし、路上喫煙禁止区域を出ると、すぐに多数の路上喫煙者や吸い殻等の投棄が見受けられ、その対応に苦慮しております。
21	新城市	ごみのポイ捨て等防止や喫煙者のモラルに関する取組を行う旨を明記した条例はあるが、実施計画等を定めていないので、具体的な施策は実施していない。
22	東海市	路上喫煙に特化した施策等は行っていない。
23	大府市	本市では、「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例」（平成22年4月施行）により、空き缶、吸い殻等のポイ捨て及び路上禁煙地区における歩行中の喫煙を禁止（違反者は罰金2万円）し、たばこを吸う時の健康維持及びマナー遵守を努力規定としています。現在まで、罰則の適用まで至ったケースはありません。 路上禁煙地区に関する苦情として、禁煙エリアのすぐ外側で喫煙しているというケースや、車に乗車したまま喫煙しているといったケースがありました。これらのケースは、条例で禁止していないため、どのように対応するか課題であると考えています。 また、路上禁煙地区における電子加熱式たばこ（アイコス、プルームテック）の取扱いについても検討の余地があります。
24	知多市	路上喫煙禁止条例は制定しておりません。
25	知立市	路上喫煙禁止等の施策は、特に行っていません。 ポイ捨てに関しては環境美化推進条例で定められていますが、市民の周知にはまだまだ時間がかかり、啓発活動が必要であると思われます。
26	尾張旭市	「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」において、吸い殻等の投げ捨てを禁止していますが、その現場を確認し指導することは非常に困難です。 ポイ捨てをなくすには、市民一人一人のモラルの向上を図ることが重要であると考えます。
27	高浜市	高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例第5条に空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止が規定され、従わないときは指導又は勧告に従うよう命じることができると規定しています。

市 名		各 市 の 状 況
28	岩倉市	本市では、路上喫煙については禁止条例などがないため禁止はできないが、ポイ捨てについては「岩倉市清潔で美しいまちづくり条例」で禁止している。平成27年度は本条例に基づき岩倉駅周辺において、「歩行喫煙は危険です」のビラ配りや「路上喫煙・ポイ捨てやめよう！なくそう！」ののぼりを持って立つマナーアップキャンペーンを行った。平成28年度は、駅周辺の路上喫煙調査およびマナーアップキャンペーンを行うことを予定している。市民から路上喫煙を禁止してほしいという要望は聞かれるが、禁止条例を実際に制定するには、エリア指定、罰則の有無や取締りパトロールをどのように行うかなどが課題として考えられる。
29	豊明市	ポイ捨て及び路上喫煙禁止等に関する条例等の制定予定はありません。
30	日進市	当市では、ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例を施行しているが、路上喫煙禁止条例は施行していません。市内でも、駅前でのタバコのポイ捨てが多くされる問題があり、道路の安全管理の面から市土木管理課が駅前に設置してあった灰皿を撤去した例があります。
31	田原市	平成28年7月にポイ捨て、犬等のふん害の条例を施行した。この条例は、「市民一人ひとりのモラルの向上」を目的とするもので、自助、共助の部分をどのように周知するかが課題である。なお、本市では、コミュニティ協議会が20団体あり、各協議会は、「まちづくり推進計画」を策定している。本年度が見直しの年となっているため、条例施行を周知し計画に盛込むよう依頼している。
32	愛西市	路上喫煙禁止条例を施行していない。ポイ捨てを禁止するものとして罰則はありませんが、愛西市空き缶等ごみ散乱防止条例があります。
33	清須市	本市には、路上喫煙禁止等条例がありません。近年喫煙者のマナーは向上してきており、ポイ捨てはタバコに限らず行われているため、行為規制後の監視と取り締まりが相当困難を極めると考えます。
34	北名古屋市	当市においては路上喫煙禁止等の条例を制定しておりません。 近年、当市内の最寄り駅にてタバコ等のポイ捨てに対する苦情が寄せられており、看板の設置、路面シールの貼付等、関係部局と協議し、対策を検討をしております。
35	弥富市	弥富市では、路上喫煙禁止に係る条例はなく、ポイ捨て等の禁止に係るものとしては弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例がありますが、罰則規定はありません。
36	みよし市	条例を定めても、実際に喫煙している人へ注意するために、日常的にパトロールする人員確保とその予算措置が必要となる。
37	あま市	ポイ捨て及び路上禁煙禁止等の条例は未制定です
38	長久手市	長久手市美しいまちづくり条例第13条にてポイ捨てを禁止しています。

議題6：一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量目標の考え方について（日進市提出）

資料6

市名		(1)計画年度	(2)中間見直し年度	(3)H27廃棄物量実績								(4)現行計画の目標	(5)環境省告示の目標に対する考え方（今後の対応）
				可　燃(a)	不　燃(b)	粗　大(c)	資　源(d)	人　口（H27.3.31）	1人1日あたりごみ量（事務系含）	1人1日あたりごみ量（家庭系のみ）	リサイクル率		
1	名古屋市	平成28年度～平成40年度	環境省の策定指針に従い、5年程度で見直しを実施する予定	家庭系：389,247トン 事業系：196,048トン	家庭系：18,056トン 事業系：8,942トン	家庭系：7,162トン 事業系：不燃に含む	家庭系：（市収集資源）58,095トン（自主回収量）89,797トン 事業系：集計中 ※本市では減量計画書により事業系の資源化量を把握し、実績に含めている。	2,296,014人（H27.10.1現在）	739g（家庭系及び事業系の資源を除く） 915g（事業系資源を除く）	671g 495g（資源を除く）	24.9%	・ごみ・資源の総排出量 平成30年度：93万トン （内訳） 家庭系 ごみ41万トン、資源17万トン 事業系 ごみ18万トン、資源17万トン 平成40年度：91万トン （内訳） 家庭系　ごみ37万トン、資源20万トン 事業系　ごみ15万トン、資源19万トン ・資源分別率 平成30年度：36% （内訳）家庭系29%　事業系48% 平成40年度：43% （内訳）家庭系35%　事業系56%	「名古屋市総合計画2018」における人口・世帯数の見通しに基づき、ごみと資源を合わせた総排出量をベースに、潜在排出量の将来推計を行った上で、目標値及び資源分別率を設定した。
				環境美化：1,857トン（家庭系）									
2	豊橋市	平成23年度～平成32年度	平成27年度	家庭系：72,854ｔ 事業系：37,761ｔ	家庭系：4,900ｔ 事業系：951ｔ	家庭系：5,901ｔ 事業系：0ｔ	家庭系：11,742ｔ 事業系：1,467ｔ	377,575人	1,041g	750ｇ	18.2%	平成32年度までに ・ごみ排出量（家庭系・事業系）を基準年度（平成21年度）から12%削減（153,893tから135,000tへ） ・市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を基準年度から10%削減（790gから709gへ） ・リサイクル率を28%に引き上げ（17.1%から28%へ） ・最終処分量を基準年度から30%削減（13,553tから9,500tへ）	豊橋市では、平成26・27年度に一般廃棄物処理基本計画の改訂作業を行いましたが、作業時点において当該方針が示されていなかったため、平成22年12月20日付け告示第130号における「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえて目標値を設定しています。 次期計画の策定においても、策定作業時点における最新の当該方針を踏まえ、目標値を設定する予定です。
3	岡崎市	平成26年度から平成39年度	平成32年度	家庭系：74,553トン 事業系：39,215トン	家庭系：5,978トン 事業系：1,199トン	家庭系：383トン 事業系：－	家庭系：9,253トン 事業系：11トン	383,493人	934グラム	645グラム	23.4%	・1人1日当たりの処理しなければならないごみの量 平成32年度までに850グラム/人・日 平成39年度までに812グラム/人・日 ・リサイクル率 平成32年度までに23.8% 平成39年度までに24.9%	資源回収、拠点回収や分別区分の見直し等を行い再生利用量を27%に近づけることが、現実的な目標であると考える。
4	一宮市	H18～H32	H25	家庭系：77,204トン 事業系：18,758トン	家庭系：6,051トン 事業系：－	家庭系：658トン 事業系：－	家庭系：4,469トン 事業系：－	386,410	853g	593g	16.50%	・1人1日あたりの家庭からのごみ量 平成32年度までに530g/人・日 ・リサイクル率 平成32年度までに30% ・最終処分量 平成32年度までに20%減	今後の見直し時に検討する

市名		⑴計画年度	⑵中間見直し年度	⑶H27廃棄物量実績							⑷現行計画の目標	⑸環境省告示の目標に対する考え方（今後の対応）
				可　燃(a)	不　燃(b)	粗　大(c)	資　源(d)	人　口（H27.3.31）	1人1日あたりごみ量(事務系含)	1人1日あたりごみ量(家庭系のみ)	リサイクル率	
5	瀬戸市	平成26年度～35年度	平成30年度	家庭系：25,780.10トン 事業系：7,539.62トン	家庭系：843.15トン 事業系：85.96トン	家庭系：511.46トン 事業系：217.13トン	家庭系：7,260トン 事業系：	130,676人	733g／人・日	569g／人・日	21.1%	家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量 平成35年度までに36,000トン （平成24年度43,164トン）	当市の現計画目標を確実に遂行した場合には、環境省告示の目標達成も可能であると考えている。
6	半田市	平成28年度	平成33年度（予定）	家庭系：21,695t 事業系：8,053t	家庭系：4,084t 事業系：161t	家庭系：22t 事業系：0	家庭系：2,948t 事業系：0	118,713人（H28.3.31）	943g	578g	23.6%	平成32年度に530g／人・日を目標としている。それ以降は、更に減量することを計画している。	本市では容易でない目標値と考えているが、目標値達成に向けたごみ減量施策を積極的に実施していく。
7	春日井市	平成24年度	―	家庭系：55,117.94t 事業系：19,980.84t	家庭系：6,374.92t（粗大ごみを含む） 事業系：66.31t	1,610.80t（家庭系と事業系の合算）	14,272.02t（家庭系と事業系の合算）	311,236人	841g	540g（可燃＋不燃＋粗大で計算）	22.1%（資源化率）	ごみ排出量（1人1日当たり） 130g削減 家庭系ごみ15%削減 事業系ごみ20%削減 資源化率30%以上 ごみ処理費（1人にかかる時間）10%削減 （平成33年度目標値、基準年は平成22年度）	環境省の目標値を達成することは困難であるため、当市の基本計画は独自の計画目標を掲げている。
8	豊川市	平成23年度	平成27年度	家庭系：37,630t 事業系：16,885t	家庭系：3,546t 事業系：―	家庭系：2,627t 事業系：36t	家庭系：9,625t 事業系：―	184,944人	1,041g/人・日（※危険ごみ111t含む）	789g/人・日（※危険ごみ111t含む）	23.5%（※危険ごみ111t含む）	ごみ減量目標：平成31年度達成目標値　1,000g/人・日以下 資源化目標：平成31年度達成目標値　350g/人・日以上	本市では来年度に資源化施設が稼動するため、その状況を見極めながら今後の対応を検討することになります。
9	津島市	平成25～34年度	平成30年度	家庭系：11,630,320Kg 事業系：3,838,732Kg	家庭系：387,827Kg 事業系：―	家庭系：250,024Kg 事業系：―	家庭系：2,765,545Kg 事業系：―	64,243人	803g	639g	14.4%	H32目標　1人1日あたりごみ量（家庭系のみ）　622g リサイクル率　20.2%	現行計画の目標値が現実的及び達成可能な目標と考えている。
10	碧南市	平成20年度	平成29年度	家庭系：12,128,360kg 事業系：5,703,700kg	家庭系：129,810kg 事業系：243,010kg	家庭系：244,570kg 事業系：2,587,030kg	家庭系：2,270,266kg 事業系：0kg	71,789人	1,026ｇ	614ｇ	19.8%（平成26年度）	最終目標年度：平成35年度 ①市民1人1日当たりの総排出量：950g／人・日 ②市民1人1日当たりの総排出量（資源を除く家庭系ごみ）：398g／人・日 ③リサイクル率：35%	従う予定。
11	刈谷市	平成20年度	平成28・29年	家庭系：28,704t 事業系：15,305t	家庭系：943t 事業系：15t	家庭系：1,772t 事業系：1,922t	家庭系：4,150t 事業系：431t	149,245人（H28.4.1現在）	942g	652g	18.6%	・家庭系ごみ排出原単位 平成35年度までに平成19年度比で50%削減 ・総ごみ・市減ごみ排出量 平成35年度までに平成19年度比で26%削減 ・リサイクル率 平成35年度までに45%	今年度見直しをする計画の中で国が示した目標数値を踏まえ、今後の施策とする。
				家庭系：78,163t 事業系：35,723t	家庭系：2,121t 事業系：321t	家庭系：843t 事業系：－	家庭系：3,367t 事業系：4,622t					・1人1日当たりごみ量 平成29年度までに846g ・リサイクル率 平成29年度までに30%	告示で掲げられた2点については、現状の推移では達成が困難であると考える。

市名		⑴計画年度	⑵中間見直し年度	⑶H27廃棄物量実績							⑷現行計画の目標	⑸環境省告示の目標に対する考え方（今後の対応）
				可　燃(a)	不　燃(b)	粗　大(c)	資　源(d)	人　口（H27.3.31）	1人1日あたりごみ量(事務系含)	1人1日あたりごみ量(家庭系のみ)	リサイクル率	
12	豊田市	H20～H29	H25	【金属ごみ】 家庭系：2,520t 事業系：－	【危険(ｽﾌﾟﾚｰ缶等)】 家庭系：85t 事業系：－	【有害ごみ(水銀廃棄物)】 家庭系：146t 事業系：－		422,521人	934g	672g	21.2%		
13	安城市	平成20年度～平成29年度	平成24年度	家庭系：30,835t 事業系：15,119t その他：5,340t	家庭系：1,019t 事業系：—	家庭系：2,332t 事業系：—	家庭系：9,635t 事業系：—	185,179人	699g	497g	23.3% (平成26年度実績)	平成29年度　1人1日あたりごみ量(事業系含む)611g	安城市おいては平成17年を基準年として、ごみの減量を推進をしており平成27年度実績で平成17年度比家庭系ごみで既に1人1日あたりごみ量を497g(15．8%)減を達成しています。このような状況からも環境省の示す更なる平成24年度比14%の減量は難しいと考えられます。
14	西尾市	平成24～平成38年度	平成28、平成33年度	家庭系：34,006ﾄﾝ 事業系：15,918ﾄﾝ	家庭系：2,237ﾄﾝ 事業系：38ﾄﾝ	家庭系：4,513ﾄﾝ 事業系：1,766ﾄﾝ	家庭系：4,631ﾄﾝ 事業系：—	170,869人	1,012g	728g	13.6%	・1人1日あたりごみ量 平成28年度までに1,002g/人・日 平成38年度までに900g/人・日 ・リサイクル率 平成28年度までに25.9% 平成38年度までに26%	本市においても、環境省告示の目標達成は困難な状況である。一般廃棄物処理基本計画改定に当っては、国、県の目標値については提示はしても、あくまでも、本市の実態に則した、実現可能な目標値を計画として定めるべきであると考える。
15	蒲郡市	ごみ処理基本計画(平成26～40年度)	ごみ処理基本計画(平成30、35年度)	家庭系：15,604t 事業系：9,460t	家庭系：607t 事業系：120t	家庭系：1,012t 事業系：92t	家庭系：4,093t 事業系：0t	81,547人 (H27.4.1現在)	1.0kg	0.7kg	15.7%	1人1日当たり家庭系ごみ排出量：667g/人・日以下(平成24年度比15%以上の削減) し尿等除く1人1日当たり事業系ごみ排出量：250g/人・日以下(平成24年度比20%以上の削減) リサイクル率：25%以上 最終処分量：平成24年度比25%以上の削減	環境省の目標を踏まえつつ、市の実状に即した目標の達成に努める。
16	犬山市	平成27年度	平成31年度	家庭系：11,939 ﾄﾝ 事業系：5,456 ﾄﾝ	家庭系：551ﾄﾝ 事業系：614ﾄﾝ	家庭系：56ﾄﾝ 事業系：—	家庭系：3,572 ﾄﾝ 事業系：—	72，859人	811g	604g	22.4%	家庭系ごみ ・1人1日当たりのごみ量(資源ごみ除く) 平成31年度451g、 平成36年度　447g ・リサイクル率 平成31年度　22.9%、 平成36年度　22.4%	平成31年度の中間見直しまでは、「平成19年度排出量から5%削減(平成22年環境省告示)」を超える削減を目指す。
17	常滑市	平成14年度～平成28年度	なし	家庭系：9,992t 事業系：8,286t(公共含む)	家庭系：1,572t(不燃＋処分場) 事業系：175t(不燃、粗大)		家庭系：3,296t 事業系：23t(公共のみ)	58,355人	938g ※資源を除く	541g ※資源を除く	22.18%	最終目標 ・ごみ排出量＝15,904t(1人1日729g) ・資源化率＝21.3%　埋立率＝20.8%	次期ごみ処理基本計画では、現状の分析結果をもとに常滑市の実態に合わせて目標を設定します。

市名		⑴計画年度	⑵中間見直し年度	⑶H27廃棄物量実績							⑷現行計画の目標	⑸環境省告示の目標に対する考え方（今後の対応）
				可　燃(a)	不　燃(b)	粗　大(c)	資　源(d)	人　口（H27.3.31）	1人1日あたりごみ量(事務系含)	1人1日あたりごみ量(家庭系のみ)	リサイクル率	
18	江南市	平成27年度～平成36年度	平成31年度	家庭系：14,720トン 事業系：5,062トン	家庭系：402トン 事業系：—	家庭系：147トン 事業系：—	家庭系：7,045トン 事業系：—	101,087人	741g	604g	25.7%	家庭系ごみ排出量減量目標値(資源ごみを除く) 中間目標年度(平成31年度) 427g/人・日 目標年度(平成36年度) 427g/人・日 事業系ごみ排出量の減量目標値 中間目標年度(平成31年度) 136g/人・日 目標年度(平成36年度) 136g/人・日	江南市は、愛知県の目標値である「処理しなければならないごみの1人1日あたりの量」は平成25年度実績で571g(家庭系ごみ433g、事業系ごみ138g)となり、愛知県の目標値である「平成28年度に720g」をすでに20%以上下回っています。江南市ではごみ減量が県内でも進んでいる状況ですが、今後もさらなる削減に向け、市民・事業者・行政の協働の取り組みが必要です。
19	小牧市	平成27年度～平成36年度	平成31年度	家庭系：22，164t 事業系：11，159t	家庭系：2，417t 事業系：193t	家庭系：346t 事業系：960t	家庭系：7，903t 事業系：11，198t	153,526人	807g	584g 444g(資源除く)	35．3%	・1人1日あたりごみ量(家庭系ごみ・資源含む) 平成31年度までに592.8g/人・日 平成36年度までに587.4g/人・日 ・1人1日あたりごみ量(家庭系ごみ・資源除く) 平成31年度までに426.0g/人・日 平成36年度までに418.2g/人・日 ・リサイクル率 平成31年度までに36.5%以上 平成36年度までに37.0%以上	本市の平成27年度実績において再資源化率が35．3%、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源除く)が444gと環境省の目標値をある程度達成しています。しかし、排出量削減率については現状の目標値では達成困難であるため、今後目標達成に向けごみ排出量削減に向けた施策を進めて行きたいと考えます。
20	稲沢市	平成28年度から平成37年度まで	平成32年度	家庭系：23,215t 事業系：7,490t	家庭系：2,732t 事業系：113t	家庭系：81t 事業系：—t	家庭系：6,185t　資源ごみ・容器プラ・拠点回収を含む 事業系：—t	138,230人	665g	515g	22.0%	平成37年度における1人1日あたりのごみ量(事業系含む) 606g　(平成26年度実績に対し、年0.64%の減量を見込むもの)	基本計画素案の策定段階の平成27年度目標値(平成19年度比5%削減)を準用し、11年で6.82%の減量を目標としました。
21	新城市	平成22年度から平成30年度	平成28年度	家庭系：9,403t 事業系：2,706t	家庭系：302t 事業系：　0t	家庭系：321t 事業系：0t	家庭系：2,585t 事業系：1,839t	48,727人	965g	709g	26.4%	1人1日あたりのごみ量(事業系含む)　805g	ごみ減量及び資源化率向上を図るためには、市民の適正な分別に対する意識の醸成と分別種類の見直し(増加)が必要と考えるが、市民には負担を掛けることにもなる。そこで、地域と連携し資源としての分別や運搬に苦慮している高齢者等を対象とした支援を検討し、ごみ減量及び資源化率向上を図りたい。
22	東海市	平成23～32年度(現計画) 平成28年度に改定 平成29～38年度	平成28年度に改定 平成33年度	家庭系：20,485.08t 事業系：9,787.78t	家庭系：1,418.84t 事業系：34.08t	—	家庭系：5,717.51t 事業系：—	113,727人 (H28.4.1)	900g(資源を含む)	526g	20.70%	市民一人当たり総排出量 平成32年度までに943g/人・日 市民一人当たりの家庭系ごみ排出量　平成32年度までに500g/人・日 資源回収率 平成32年度までに30%	検討中

市名		⑴計画年度	⑵中間見直し年度	⑶H27廃棄物量実績								⑷現行計画の目標	⑸環境省告示の目標に対する考え方（今後の対応）
				可　燃(a)	不　燃(b)	粗　大(c)	資　源(d)	人　口（H27.3.31）	1人1日あたりごみ量(事務系含)	1人1日あたりごみ量(家庭系のみ)	リサイクル率		
23	大府市	平成18年度～平成32年度	平成27年度	家庭系：16,624t 事業系：4,790t	家庭系：836t 事業系：11t	家庭系： 事業系：	家庭系：5,155t 事業系：1,684t	90,160人	882g	685g	24.7%	・1人1日あたりごみ量　平成32年度までに850g/人・日 ・リサイクル率　平成32年度までに35.0%	平成27年度に一般廃棄物処理基本計画を改定したところであり、現計画の目標値の見直しは考えていないが、次の計画及び廃棄物処理施策に環境省告示の方針で示された考え方を反映させていく予定。
24	知多市	平成25年度～平成39年度	概ね5年ごと、または計画の諸条件に大きな変更があった場合に見直しを行う。 重点的に取り組む3施策（家庭系収集ごみ有料化、ごみ処理施設の広域化、資源回収方式の見直し）に対する取組の進捗に伴う見直しを平成28年度に予定している。	家庭系：16,207トン 事業系：4,249トン	家庭系：1,316トン 事業系：なし	家庭系：1,920トン 事業系：なし	家庭系：3,023トン（資源回収＋廃食用油＋小型家電） 事業系：なし	86,025人（平成27年度末の住民基本台帳による）	752g（資源を含まない。資源(d)を含んだ場合は848g）	618g（資源を含まない。資源(d)を含んだ場合は714g）	13.0%（d＋焼却施設からの資源化分／a＋b＋c＋d）	・家庭系ごみ排出量（資源を除く）は平成23年度実績（646g/人・日）の11%を削減し、平成39年度の処理量を575g/人・日とする。 ・事業系ごみ排出量（資源を除く）は平成23年度実績（11.36t/日）の5%を削減し、平成39年度の処理量を10.79t/日（122g/人・日）とする。 ・再生利用率（平成23年度実績19.5%）は平成29年度に21%とする。 ・最終処分量は平成23年度実績（3,403t/年）の8%を削減し、平成29年度に3,120t/年とする。	平成32年度おけるごみ排出量の平成24年度に対する12%削減は厳しい目標であるが、平成36年度稼働が予定されている新しいごみ処理施設建設に向けた減量目標の経過として必要な目標と考える。ただし、平成32年度における資源を除く家庭系ごみ排出量の目標500g/人・日の実現は困難と考える。 今後の対応として、平成29年度から家庭系収集ごみ有料化を導入するとともに、資源化施策を推進することよって家庭系ごみ減量を目指していく。
25	知立市	平成14年度～平成28年度	平成18年度、平成22年度	家庭系：12,965t 事業系：6,602t	家庭系：633t 事業系：　－	家庭系：924t 事業系：34t	家庭系：1,554t 事業系：　－	70,987人	877g	620g	16.2%	1人1日平均排出量を平成28年度までに平成12年度の実績に比べて3．8%以上減量すること。 直接搬入（事業系）ごみ排出量を平成28年度までに平成12年度の実績に比べて20%以内に抑制すること リサイクル率を平成12年度の11%から平成28年度には30%以上に引き上げること	排出量は徐々に上昇、リサイクル率は徐々に下降、現状維持の当市では「排出量、平成24年度に対し約12%削減」が一番目標に近づけると思われます。現在策定中の平成29年度からの一般廃棄物処理基本計画ではこの目標に向けての施策、計画が必要となってくると考えております。
26	尾張旭市	平成26年度～平成35年度	平成30年度	家庭系：14,289t 事業系：5,206t	家庭系：479t 事業系：45t	家庭系：186t 事業系：144t	家庭系：6,044t 事業系：受け入れていません	82,757人	883g／日	704g／日	29.6%	・1人1日あたりごみ排出量：平成35年度までに845g／人・日（平成24年度比8%削減） ・1人1日あたりの家庭系ごみ排出量：平成35年度までに696g／人・日 ・リサイクル率：平成35年度までに32%	現在の本市の計画の削減目標と比べると、環境省の目標削減値は厳しい数値ではあるが、中間見直し時に対応を検討する。
27	高浜市	平成26年度～平成35年度	平成30年度	家庭系：7,274t 事業系：4,282t	家庭系：953t 事業系：—	家庭系：924t 事業系：123t	家庭系：1,092t 事業系：—	46,373人	865.4g	605.2g	10.7%	1人1日あたりのごみ排出量を平成30年に470g／日、平成35年までに400g／日に減量	国が定めた減量化目標を踏まえたうえで、さらに5R（発生抑制・購入拒否・再使用・修理・再生利用）を積極的に進める。

市名		⑴計画年度	⑵中間見直し年度	⑶H27廃棄物量実績								⑷現行計画の目標	⑸環境省告示の目標に対する考え方（今後の対応）
				可　燃(a)	不　燃(b)	粗　大(c)	資　源(d)	人　口（H27.3.31）	1人1日あたりごみ量(事務系含)	1人1日あたりごみ量(家庭系のみ)	リサイクル率		
28	岩倉市	平成25年度から平成30年度(6年間)	平成28年度(3年ごとに推進計画を策定)	家庭系:7,361.65t 事業系:1,285.32t	家庭系:813.09t 事業系:0t	家庭系:63.38t 事業系:61.32t	家庭系:2,558.23t 事業系:0t	47,656人	549.52g	472.31g	23.7%	・1人1日あたりごみ量を平成30年度までに440g／人・日 ・資源化率(リサイクル率)を平成30年度までに26%	計画期間外であるため平成32年度の数値は推計値としてしか算出していないが、ごみの排出量の削減目標、一人一日あたりの家庭系ごみの排出量については、環境省告示の目標値を達成できる見込みになっている。再生利用量の割合については、推計値を26．6%としており、告示の目標値である27%にはわずかに届いていないが、スーパーマーケット等の店頭回収や民間の回収ステーションが増加傾向にあり、行政の資源回収量が減少傾向にあることから、民間の資源回収量の把握に努め、行政と民間の資源回収量を合算した数値を目標値として算出する必要があると考える。
29	豊明市	H26～H35年度(10年間)	定めなし(進捗状況や社会情勢などを見ながら必要に応じて見直しをする)	家庭系:11,953.81トン 事業系:3,065.65トン	家庭系:524.69トン 事業系:2.68トン	家庭系:60.05トン 事業系:0	家庭系:4,624.63トン 事業系:37.69トン	68,674人	809g	685g	28.01%(家庭系のみ)	1人1日あたりごみ量(家庭系のみ)　H28までに662．5g/人・日　H35までに631．8g/人・日 リサイクル率(事業系含む)　H28までに25．1%　H35までに34．2%	現段階では、対応(計画の見直し等)は未定である。
30	日進市	平成23年度	平成28年度	家庭系:14,487t 事業系:5,363t	家庭系:961t 事業系:—	家庭系:1,157t 事業系:585t	家庭系:7,444t 事業系:—	88,256人	931g	680g	30.95%	①1人1日あたりごみ量　平成28年度までに845g/人・日、平成38年度までに746g/人・日 ②リサイクル率　平成28年度までに27.9%以上　平成38年度までに28.5%以上	最終処分量14%削減のみが現実的な目標と考える

市名		⑴計画年度	⑵中間見直し年度	⑶H27廃棄物量実績								⑷現行計画の目標	⑸環境省告示の目標に対する考え方（今後の対応）
				可　燃(a)	不　燃(b)	粗　大(c)	資　源(d)	人　口（H27.3.31）	1人1日あたりごみ量(事務系含)	1人1日あたりごみ量(家庭系のみ)	リサイクル率		
31	田原市	平成24年度から平成38年度までの15か年	平成28年度、平成33年度(概ね5年)	家庭系：12,704t 事業系：5,219t	家庭系：496t 事業系：103t	家庭系：　－ 事業系：　－	家庭系：5,214t 事業系：1,874t	64,382人	1090g ＊平成27年10月1日の人口(64184)をもとに366日/年(閏)として算出	784g ＊平成27年10月1日の人口(64184)をもとに366日/年(閏)として算出	27.7%(中間処理に伴う資源化量を除く) 30.7%(中間処理に伴う資源化量を含む)	平成38年度における1人1日あたりのごみ排出量を平成22年度に比べ200g減量する。 (1,050g　→　850g)	「現行計画における平成32年度目標値を比較すると「排出量の削減率(12%)」、「排出量に対する再生利用量の割合(37.7%)」、「最終処分量の削減率(36%)」は告示と同等若しくはそれ以上となっているが、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(426g/人・日)」は実数値、削減量、削減率何れも告示以下となっている。 「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を告示と同等とするためには現行値からさらに60g～186g削減する必要があり、告示の追随は現実的ではないように見受けられる。 しかし、「排出量に対する再生利用量の割合」に着目すると、「1人1日当たりの家庭系ごみ」のうち、資源以外のごみ排出量を現行の値から18g削減することで「資源を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」における削減量が告示と同一となり告示と同水準の効果が得られる数値となると認識している。 以上より本市は環境省告示で掲げる目標への追随は多少の努力が必要となるものの不可能なものではないと考えている。
32	愛西市	平成23年度	平成28年度	家庭系：10,416kg 事業系：2,088kg(事業系ごみは可燃と不燃の内訳がないため同じ数値を記載)	家庭系：558kg 事業系：2,088kg(事業系ごみは可燃と不燃の内訳がないため同じ数値を記載)	家庭系：995kg 事業系：―	家庭系：1,378kg 事業系：―	64,430人	733g	644g	21%(H26年度実績) ※H27年度実績は資料不足のため記載不可。	平成32年度までに685g/人・日	愛西市にとっても難しい数値であるが、国の方針であるため目標量の見直しを含めて検討する必要があると考える。 そのために生ごみ処理機の補助金率の見直しやリサイクル率の向上を図る。
33	清須市	平成18年度から15年計画	平成23年度、平成26年度、平成28年度に見直し実施 (実施時期については、情勢の変化による)	家庭系：11,918.32t 事業系：2,377.53t	家庭系：639.83t 事業系：―	家庭系：208.04t 事業系：―	家庭系：2,873.39t 事業系：―	67,096 人	733g	637g	19.40%	平成28年度：　598g/1人1日あたり 平成32年度：　578g/1人1日あたり	達成可能な範囲を設定
34	北名古屋市	平成19年	平成22年(名古屋市へのごみ処理委託による大幅な変更が理由)	家庭系：15,956,180kg 事業系：4,507,510kg	家庭系：945,480kg 事業系：0kg	家庭系：175,840kg 事業系：0kg	家庭系：4,458,918kg 事業系：0kg	83,835人	849g	702g	20.7%	平成20年度から平成33年度目標までの目標 家庭系1人1日当たりごみ580g/人・日→532g/人・日(家庭系ごみ8%削減) 資源214g/人・日→245g/人・日(資源14%向上) 合計794g/人・日→777g/人・日 事業系1日当たりごみ17.5t/日→14.7t/日(事業系ごみ16%削減)	非常に困難な数字であるが、あくまで目標数値として掲げる。

市名		(1)計画年度	(2)中間見直し年度	(3)H27廃棄物量実績								(4)現行計画の目標	(5)環境省告示の目標に対する考え方（今後の対応）
				可　燃(a)	不　燃(b)	粗　大(c)	資　源(d)	人　口（H27.3.31）	1人1日あたりごみ量（事務系含）	1人1日あたりごみ量（家庭系のみ）	リサイクル率		
35	弥富市	H20～H34年度	H25、H30年度もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合	家庭系：8,527t/年 事業系：2,221t/年	家庭系：334t/年 事業系：　—	家庭系：325t/年 事業系：　—	家庭系：1,707t/年 事業系：　—	44,388人	818.5g/人・年	623.0g/人・年	22.7%	・1人1日あたりごみ量 　平成24年度までに892.8g/人・日 　平成34年度まで平成24年度の目標値を維持 ・リサイクル値 　平成24年度までに24.9%以上 　平成34年度まで平成24年度の目標値を維持	近年では、排出量や再生利用量がほぼ横ばいであり、排出量の削減や再生利用量の向上の目標量を達成することは難しいが、最終処分量は削減できているため、日進市と同様に、「平成32年度の平成24年度比最終処分量の14%削減」が現実的な目標であると考えます。
36	みよし市	平成24年度～平成38年度	平成28年度、平成33年度	家庭系：15,467トン 事業系：904トン	家庭系：917トン 事業系：—	家庭系：718トン 事業系：—	家庭系：2,710トン 事業系：—	60,365人	941g	899g	20.80%	H32　1人1日あたりのごみ排出量825g 再利用資源回収率22%	排出量の削減、再生利用率の上昇、最終処分量の削減の全て目標数値をクリアすることは、相当な困難であると考えていますので、実現可能な中での最大値を目標としたいと考えています。
37	あま市	H22～H30年度	—	家庭系：15,071トン 事業系：2,384トン	家庭系：1,597トン 事業系：—	家庭系：499トン 事業系：—	家庭系：3,128トン 事業系：—	88,170人	—	631g	15.4%	1人1日あたりごみ量：平成30年度までに622g/人・日	1人当たりごみ収集量が横ばいのため、減量化の目標達成は困難
38	長久手市	平成26年度～平成35年度	平成30年度	家庭系：9,757,620kg 事業系：4,352,000kg	家庭系：355,010kg 事業系：0	家庭系：202,100kg 事業系：2,160kg	家庭系：3,449,262kg 事業系：0	58,548人（推計）	660.3g	456.6g	26.08%	1人一日あたりのごみ排出量（平成35年度時点）650g／人・日（事業系含む。） 資源化率（平成35年度時点）36%	現時点では参考とし、中間見直し時に検討する。